

コロナ禍における公民館活動及び運営について

【令和4年2月18日時点】

1 利用制限期間の対応状況

令和3年5月18日(火)～6月20日(日)まで、令和3年8月21日(土)～9月30日(木)まで、令和4年1月12日(水)～2月20日(日)までは利用を制限した。

(1) 主催事業について

上記の期間は中止

(2) イベント等、諸室の利用について

上記の期間は中止

※ 地区社協や町内会等の地域団体の急を要する利用については、やむを得ない場合に限り、感染防止策を講じた上で、例外として諸室等の利用を認めた。

(3) 業務について

次の業務は、感染予防対策を講じた上で、通常通り業務を行った。

- ① 各種受付（3か月前からの施設予約、キャンセル手続き）、相談対応（印刷サービスを含む）
- ② 図書の返却
- ③ 事業の企画、運営（休館中のホームページでPR、休館等解除後の事業企画等）

※ 令和3年5月8日～7月11日、8月3日～9月30日、令和4年1月12日～2月20日までは開館時間を午後8時まで、令和3年10月1日～10月14日までは開館時間を午後9時までとした。

2 制限がない期間の対応状況

(1) 主催事業について

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部からの方針に基づき、基本的な感染防止対策を徹底した上で開催する。

① 感染防止対策を講じること。

- ・マスクの着用、手洗いを徹底する。
- ・事前に参加者の健康状態を(体温、体調を申告させるなどして)確認し、具合の悪い方(発熱又は風邪の症状のある方等)には参加いただかない。

② 3密回避、濃厚接触回避、定期的な換気、の状況で活動できること。

- ・参加者同士の距離を、できるだけ1メートル空ける。
- ・身体接触（密着）を伴わない活動である。
- ・換気のできる環境で行う。(最低でも1時間に1回は窓やドアを開放する。)
- ・大きな発声を伴う活動や、終始マスクの着用ができない活動の場合（運動など）は、参加者数は収容定員の半分以下とする。

(2) イベント等、諸室の利用について

上記(1)に準じて、利用する。

(3) 図書コーナー・ロビー等オープンスペースの利用について

「三つの密」にならないよう感染防止対策を講じた上で(利用者同士の距離や座席等を最低1メートル空ける、窓やドアを開放し換気する、利用者にはマスク着用をお願いするなど)、利用していただく。

(4) 業務について

感染予防対策を講じた上で、通常通り、業務を行う。